

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

大和市長 大木 哲

大和市規則第64号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
153,500円
151,800円
150,200円
148,500円
146,900円
145,200円
138,300円
131,300円
124,600円
117,600円
110,800円
102,000円
93,400円
84,800円
76,000円
67,000円

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行し、改正後の大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。